

第二次下野市行政改革大綱 を策定しました!



行政改革大綱とは… 自治体経営を変革していくために、行政改革の取り組み全体について明らかにしたものです。市の将来像を明らかにした「総合計画」を着実に進めるために、仕事のあり方や考え方を変革し、行政のあるべき姿を示す指針となるものです。

大綱の概要

策定の趣旨

下野市は、平成18年1月に旧三町の合併によって誕生し、その直後から「行政改革大綱」や「集中改革プラン」などの策定と実施項目の実行を通じて、合併後の行政のスリム化を図るよう努めてきました。

これまでは、合併後の市の行政運営体制の確立を図りながら、庁内の意思決定機能の強化や各種施設の運営の見直し、さらに市民による行政改革推進委員会の設置と行政評価第三者評価の実施など、具体的な取り組みを行ってきました。

これらの背景を踏まえて、現行の行政改革大綱の取り組みを継承しながら、「量」「質」の両面から行政改革に取り組むと同時に、市民との協働をさらに推進することを旨として、第二次下野市行政改革大綱を策定しました。

実施期間

平成22年度から26年度までの5年間

基本方針

次の3つの基本方針に基づいて、市民サービスの向上と効率的な行政システム構築を目指します。

量的側面の改善

市自らが責任をもって行財政の持続性を担保していくために、不要不急、重複事業の改廃など事務事業の不断なき見直しと行政組織、公共施設、サービスの抜本的な見直しによるスリム化と効率的な運営を推進します。

質的側面の向上

改革の取り組みを実行するために、行財政運営体制を一

更なる協働の推進

層充実させるほか、単なる縮小・合理化に終始することなく職員の高質向上に努め、限られた経営資源の中で、市民起点に立った行政経営を目指します。

厳しい行政改革を推進するためには、市民・議会の理解を得ていくことが不可欠であることから、行政情報の市民との共有、透明性の拡大はもちろんだこと、身内に甘い改革とならないよう外部第三者機関によるチェック機能を強化するなど、市民とともに行政改革を進める参加型の行政運営を一層推進します。

策定の経緯

- 平成21年7月
「第二次行政改革大綱策定方針」の策定
- 平成21年7月～22年1月
行政改革推進本部による検討
- 平成21年11月
行政改革推進委員会
- 平成21年12月
行政改革推進委員会
- 平成22年1月
行革大綱(案)に関するパブリックコメント
- 平成22年2月
行政改革推進委員会
第二次行政改革大綱・実施計画の策定
- 平成22年3月
第二次行政改革大綱・実施計画の公表